

大磯町放射線測定器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、町が所有する放射線測定器（以下「測定器」という。）の貸出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 測定器の種類は、シンチレーション式放射線測定器とする。

(貸出対象者)

第3条 測定器の貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体

(貸出日時等)

第4条 測定器の貸出日は、月曜日から土曜日まで（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）とし、貸出時間は次の各号のいずれかとする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 午前9時から午後0時30分まで
- (2) 午後1時30分から午後5時まで

(貸出台数)

第5条 測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(費用負担)

第6条 測定器の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第7条 測定器の貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、大磯町放射線測定器貸出申請書（第1号様式）により町長に申請するものとする。

- 2 申請者は、前項の申請に当たっては、健康保険証、運転免許証その他本人であることを確認できる書類を提示又は提出しなければならない。

(貸出決定)

第8条 町長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、測定器を貸し出すものとする。

(禁止事項等)

第9条 測定器の貸出しを受けたもの（以下「借受者」という。）は、貸出しを受けた測定器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 町域以外での使用
- (2) 他人の敷地内における無断での使用
- (3) 営利目的の使用

(4) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等

2 町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、貸出しを行っている測定器の返却を求めることができる。

(1) 虚偽その他の不正手段により測定器の貸出しを受けた場合

(2) この要綱の規定に違反した場合

(損害賠償等)

第10条 借受者は、貸出しを受けた測定器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

(返却及び報告)

第11条 借受者は、貸出しを受けた測定器に破損、異常等がないか確認し、第4条に規定する貸出時間内に返却するとともに、大磯町放射線測定結果報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(免責)

第12条 町長は、測定器の誤った使用方法により生じた事故又は貸出期間中における測定器の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。